

パーソナライゼーション論争

—イギリス福祉制度改革における障害者運動とネオリベリズム批判の相克—

○関東学院大学 麦倉 泰子 (4974)

キーワード：イギリス障害者福祉、障害学、パーソナライゼーション

1. 研究目的

本報告の目的は1996年のコミュニティケア法（ダイレクト・ペイメント＝DP）成立から現在（2013年）に至るまでの、「パーソナライゼーション」と呼ばれる一連の制度改革がもたらした影響について、考察し、日本への適用可能性を探ることである。

2. 研究の視点および方法

第一に、パーソナライゼーションの導入、普及、評価研究、改良の一連のプロセスについて、政治・経済状況との関連も視野に入れながら概観する。現金給付によって社会サービス利用者の選択の範囲を拡大することを目指したDPと、それに続いて、特に知的障害の「選択」と「コントロール」の最大化を目指して開発されたパーソナル・バジェット（PB）を中心とする一連の制度改革および支援方法の変化は、自立生活を権利として主張してきた障害者運動にとっては画期的な成果であった。しかしながら、これに続く道程は決して平坦なものではなく、論争と制度改革が続けられている。

第二に主にフェミニズムと障害学におけるパーソナライゼーションをめぐる議論を整理し、そこから得られる示唆について考察する。注目すべきは、個人化されたケアを実現するうえで不可欠な要素であるパーソナル・アシスタント（PA）の雇用が、貧困や不平等といった社会のリスクを拡大すると指摘する批判である。パーソナライゼーションの前提を形作ったのはイギリスにおける障害者運動と障害学であった。社会的抑圧からの解放、社会モデルの提唱によって実現されたパーソナライゼーションが結果として不平等の拡大というリスクを招くという批判(Roulstone and Prideaux 2012, Ferguson 2007;2011, Spandler 2004)に対して、障害学はどのように答えていくのか。

3. 倫理的配慮

本報告は政府文書、学術論文、著作、および権利擁護活動を行う諸団体が公表している文書のレビュー、およびパーソナライゼーションの推進を担った中心団体のメンバーに対するインタビュー調査の結果を中心として構成される。文献からの引用にあたっては、「日本社会福祉学会研究倫理指針」にある規定を遵守し、聞き取り調査結果の公表に関しては、回答者が匿名化を希望する場合、守秘を徹底する。

4. 研究結果

①導入、普及、評価研究、改良のプロセスと問題点

選択とコントロール：複数の評価研究(Poll et al. 2006, Hatton et al. 2008, Robertson et al. 2006, Glendinning et al. 2008)を概観した結果、DPの導入、PBへの改良、パーソン・センタード・プランニングを中心とする効果的な支援方法の研究の蓄積によって、これらがサービス利用者の生活に肯定的な変化をもたらす効果を確認できる。PAとして特定の性別・同じ言語の話者・プランニングをするのに適した資質の人を雇用することが可能になったことの影響は大きく、制度的なサービスによっては実現されにくい部分である。

限界と矛盾：パーソナライゼーションに対して保守党・労働党も一貫して支持の姿勢を打ち出しているが、それぞれに動機は異なる。DP・PBがニューライト、またはネオリベラル社会経済政策に深くコミットしていた保守党政権によって導入されたことを忘れてはならない(Glasby and Littlechild 2009)。異なる政治的立場の人間が一様に支持を表明するこの政策変化の背景にあるコンシューマリズムと公的支出のあり方に対する思惑の違いは注意深く検討する必要がある。

不平等のリスク：DP・PBの受給を選択する人々が一定の教育を受けた中流階級の人に偏っていることから、ダイレクト・サービスを選ばざるを得なかった人々との間に格差が広がる懸念される。さらに、サービスの対象が個人に細分化されることによって、ソーシャルワーカーの情報へのアクセスに対する影響力が拡大し、「ゲートキーパー」となりつつあることが指摘される(Ellis 2007)。

②フェミニズムと障害学におけるパーソナライゼーションをめぐる論争

ケアワーカーと女性の搾取の可能性：DPの導入に際してフェミニズムの立場から、PAとなる女性の経済的な立場をさらに危うくするものであると批判するアンガーソン(Ungerson 2000, 2004)と、自立生活運動の立場からそれに反論するモリス(Morris 1997b)との間で激しい議論が交わされた。DP・PBをめぐるイギリスの政策変化は、特に地域での在宅支援の供給において、フォーマルなケア／インフォーマルなケアという二分法を徐々に崩すものであり(Thomas 2007)、近代におけるケアと依存、そして自立の概念を再構成する力を持つ。

5. 考察

ケアにおける「個人化」というのはイギリスという特定の文化的コンテクストを超え、現代社会における普遍的な意味を含むものであると考えられる。